

## 京都地方税機構事務の処理等に関する条例

平成21年12月28日  
京都地方税機構条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、京都地方税機構（以下「広域連合」という。）が行う事務の処理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平24条例2・一部改正)

(事務の根拠)

第2条 次に掲げる事務については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他法令の定めるもののほかこの条例の定めるところによる。

(1) 法に基づき京都府及び京都市を除く京都府内市町村（以下「構成団体」という。）が賦課徴収すべき法人の府民税、市町村民税及び事業税並びに地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている地方法人特別税に係る申告書等（構成団体に直接提出されるものを除く。）の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務

(2) 法に基づき構成団体が賦課徴収すべき自動車取得税、自動車税及び軽自動車税（法第442条第2号に規定する軽自動車又は同条第4号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。）に係る申告書等の受付、税額の算定（軽自動車税に係るものを除く。）、調査及びこれらに関連する事務

(3) 法に基づき京都府又は京都市を除く京都府内市町村（以下「市町村」という。）が賦課した地方税に係る滞納事案及び国民健康保険法に基づき市町村が保険者として賦課した国民健康保険料に係る滞納事案のうち、構成団体が広域連合への移管手続を行った事案（以下「移管事案」という。）に係る滞納処分及びこれに関連する事務

2 移管事案に係る徴収の猶予、換価の猶予又は担保の徴取に関する事務について法第15条から第16条までの規定により地方団体の条例で定めることとされているものについては、前項の規定にかかわらず、当該移管事案に係る構成団体の条例の定めるところによる。

(平24条例2・一部改正) (平28条例3・一部改正)

(徴税吏員の権限の委任等)

第3条 広域連合長は、法第1条第1項第3号に規定する徴税吏員の職務のうち、次に掲げる職務を広域連合の職員に委任するものとする。

(1) 前条第1項第1号及び第2号の事務に係る質問又は検査に関する職務

(2) 移管事案に係る滞納処分及びそのための質問、検査又は搜索その他徴収に関する職務

2 徴税吏員は、前項各号の職務を行う場合においては、徴税吏員であることを証する証票を携帯しなければならない。

- 3 徴税吏員の身分を示す証票は、規則で定める。  
(平24条例2・一部改正)

(移管の手続)

- 第4条 構成団体の長は、滞納事案を広域連合に移管したときは、規則で定めるところにより、広域連合長に移管に係る通知を行うものとする。
- 2 広域連合長は、前項の通知を受けたときは、規則で定めるところにより、構成団体の長へその旨報告するものとする。

(事案の処理状況に係る報告等)

- 第5条 広域連合長は、定期的に、移管事案の処理状況について、規則で定めるところにより構成団体の長に報告を行うものとする。
- 2 構成団体の長は、移管事案の処理状況について必要があるときは、広域連合長に対して報告を求めることができる。

(補則)

- 第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。